

越谷市における 就学相談の手引き

保護者 版



【就学相談・発達相談等についてのお問い合わせ】

越谷市教育委員会教育センター 教育相談担当・特別支援教育担当

〒343-0011 越谷市増林3-4-1

048-962-9300 または 048-962-8601

越谷市教育委員会

目 次

I はじめに

- 1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進……1
- 2 障がいのあるこどもの就学についての考え方 …………… 2

II 障がいのあるこどもの学びの場

- 1 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校…… 3
- 2 越谷市に設置されている特別支援学級等 …………… 5

III 就学相談の進め方

- 1 就学相談の考え方 …………… 8
- 2 就学に係る教育相談の流れ【未就学児の就学相談】 …………… 9
- 3 就学に係る教育相談の流れ【小・中学生の就学相談】 …………… 10
- 4 就学支援委員会について …………… 11

資料1 越谷市立小・中学校特別支援学級等設置一覧（令和8年度）…12

資料2 就学相談Q&A …………… 13

I

はじめに

1 インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進

学校教育は、障がいのあるこどもの自立と社会参加を目指した取組を含め、「共生社会」の形成に向けて、重要な役割を果たすことが求められています。そのためにも「共生社会」の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進が必要とされています。

インクルーシブ教育システムの構築に向け、障がいのある児童生徒と障がいのない児童生徒が共に学ぶことを追求するとともに、必要な指導・支援を受けられるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある「多様な学びの場」の充実が求められています。

特別支援教育とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。また、特別支援教育は、発達障がいも含めた、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものです。

特別支援教育を推進することは、障がいのある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障がいの有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基盤となります。こうした共生社会の実現に向けて、特別支援教育の推進はますます重要となっています。

【インクルーシブ教育システムについて】

障害者の権利に関する条約第 24 条によれば、「インクルーシブ教育システム」(inclusive education system、署名時仮訳：包容する教育制度)とは、人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者が共に学ぶ仕組みであり、障害のある者が「general education system」(署名時仮訳：教育制度一般)から排除されないこと、自己の生活する地域において初等中等教育の機会が与えられること、個人に必要な「合理的配慮」が提供される等が必要とされている。

共生社会の形成に向けて、障害者の権利に関する条約に基づくインクルーシブ教育システムの理念が重要であり、その構築のため、特別支援教育を着実に進めていく必要があると考える。

インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追求するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点で教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある「多様な学びの場」を用意しておくことが必要である。

出典：中央教育審議会初等中等教育分科会報告（H24.7.23）

「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」

2 障がいのあるこどもの就学についての考え方

平成24年7月、共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の提言がなされ、その中で、障がいのあるこどもの就学先の決定については「就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点から就学先を決定する仕組みとすることが適当である」と示されました。

これを受け、平成25年学校教育法施行令の一部改正により、就学先決定の際には、「市町村教育委員会が、本人・保護者に対し十分情報提供をしつつ、本人・保護者の意見を最大限尊重し、本人・保護者と市町村教育委員会、学校等が教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則とし、最終的には市町村教育委員会が決定することが適当である。」と示されました。

本市においては、この方針を踏まえ、「第5次越谷市障がい者計画」の基本理念である「障がいのある人もない人も分け隔てられることなく、ともに育ち、ともに働き、ともに暮らすことのできる地域社会」の実現に向け、就学前教育・保育の充実、学校教育の充実を推進し、障がい児の学習環境の向上に努めるとともに、通常学級との交流を深めることで、障がいのある人もない人も区別なく、ともに学べる学校教育環境づくりを目指しております。

就学についての流れや仕組みについては、障がいのあるこどもの乳児期から幼児期にかけて、福祉と連携した専門的な教育相談や支援ができる体制づくりを推進するとともに、就学相談においては、こども一人ひとりの教育的ニーズに応じた支援を行うため、その障がいを早期に把握し、乳幼児期を含め早期からの療育相談や就学相談を行う中で、その発達に応じた必要な支援を行うとともに、保護者に就学等についての情報を提供してまいります。

これらを通して、就学に関する相談の中で、こども一人ひとりにとってよりよい学びの場とそのための支援の在り方等について、保護者に十分に情報を提供し、保護者の意見を最大限尊重しながら共に検討してまいります。



II

障がいのあるこどもの学びの場

1 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校

(1) 通常の学級

1学級の定員数は、小学校35人、中学校35人（令和8年度中学校1年生より）で、学習指導要領で定めた学年別の教育課程に基づき学習する学級です。

(2) 通級による指導

通常の学級に在籍し、学習に概ね参加することができるものの、言語障がい、難聴、LD、ADHD等により、一部特別な指導が必要な児童生徒が対象となります。教室環境の整備や学習への配慮だけでは落ち着いて学校生活を送ることができない場合に、個別に学習する形態です。

通級による指導を行う場合には、一人ひとりに応じた特別の指導を、小・中学校の通常の教育課程に加えたり、一部替えたりして、特別の教育課程によることができる特例が認められています。したがって、通級による指導を行う場合は、対象となる児童生徒が在籍する学校において編成された教育課程を基に、特別の教育課程を編成して指導を行います。また、障がいによる学習や生活の困難の改善・克服を目的とした特別の指導（自立活動に相当する内容）が、児童生徒のニーズに応じて受けられる上に、通常の学級における授業においてもその指導の効果が発揮されることにつながると期待されています。

通級による指導の対象者は、障がいの程度が軽微であり、一部特別の指導を行うことで学校生活での適応が可能となる程度の児童生徒となります。知的発達遅れがある児童生徒に対しては、生活に結びつく実地的・具体的な内容を継続して指導することが必要で、一部を特別の指導で行うといった指導形態にはなじまないため、通級による指導の対象とはなっていません。

(3) 特別支援学級

小学校、中学校等において以下に示す障がいのある児童生徒に対し、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服するために設置される少人数の学級です。特別支援学級は通常の学級とは異なり、障がい種別に学級が編制されます。

【対象障害種】

知的障害者、肢体不自由者、病弱者及び身体虚弱者、弱視者、難聴者、言語障害者、自閉症者・情緒障害者

特別支援学級においては、小・中学校の教育課程を基本としながら「特別の教育課程」を編成することが認められています。自立活動や各教科等を合わせた指導など、障がいによる学習上または生活上の困難を克服するための特別の指導を、児童生徒のニーズに応じて行う特別の場になります。また、在籍する児童生徒の障がいの状態により、一部通常の学級において一緒に学習を行う教科を設定している児童生徒もいます。

特別支援学級の対象者は、「その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況、その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者」（文部科学省：「障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援について（通知）」）と示されています。

（４）特別支援学校

学校教育法施行令 22 条の 3 に定められた程度の障がいのある幼児児童生徒に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上又は生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を授けること目的とする学校です。

区分	障害の程度
視覚障害者	両眼の矯正視力がおおむね 0.3 未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもののうち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難※な程度のもの ※通常の文字、図形等の視覚による認識にかなりの時間を要するとともに、すべての教科等の指導において特別の支援や配慮を必要とし、かつ、障害を改善・克服するための特別な指導が系統的・継続的に必要であること
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね 60 デシベル以上のものうち、補聴器や人工内耳等の使用によっても通常の話声を解することが不可能又は著しく困難な程度のもの
知的障害者	1 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のもの 2 知的発達の遅滞の程度が 1 の程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なもの
肢体不自由者	1 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行※、食事、衣服の着脱、排せつ等の動作や描画等の学習活動のための基本的な動作が不可能又は困難な程度のもの 2 肢体不自由の状態が 1 の程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導（特定の期間内に常に医学的な観察が必要で、起床から就寝までの日常生活の一つ一つの運動・動作についての指導・訓練を受けること）を必要とする程度のもの ※歩行には、車いすによる移動は含まない。
病弱者	1 慢性の呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療※1 又は生活規制※2 を必要とする程度のもの 2 身体虚弱の状態が継続して生活規制※2 を必要とする程度のもの ※1 医師を中心とした診断や治療のこと。日常的な薬の服用や自己注射等は含まない。 ※2 疾患により、運動や日常の諸活動（歩行、入浴、読書、学習等）及び食事の質や量が著しく制限されるものであること

（出典：学校教育法施行令第 22 条の 3）

視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、病弱の特別支援学校に在学している知的障がいを伴わない児童生徒に対しては、小・中学校の各教科等に準ずる教育が行われます。知的障がいのある児童生徒は、障がいの状態に合わせて教育課程が編成されており、各教科等の指導の他に各教科等を合わせた指導（日常生活の指導、遊びの指導、生活単元学習、作業学習）の中で、生活する力や社会生活を送る上で必要な力を培うための学習内容が設定されています。

また、特別支援学校は、これまで蓄積した専門的な知識や技能を生かして、地域の幼稚園、小・中学校、高等学校に対して、センター的機能といわれる指導内容や指導方法、支援の在り方などの助言や援助も行っています。

2 越谷市に設置されている特別支援学級等

(1) 特別支援学級

	心身の障害の程度	設置校（R 8. 4. 1 現在）
知的障害	・ 知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のも	越ヶ谷小、大沢小、桜井小、大袋小、荻島小、出羽小、大相模小、増林小、川柳小、東越谷小、大沢北小、大袋北小、蒲生南小、平方小、大間野小、宮本小、西方小、鷺後小、千間台小、桜井南小、城ノ上小、蒲生小 中央中、東中、西中、南中、北中、富士中、栄進中、平方中、武蔵野中、新栄中、大相模中、千間台中
自閉症・情緒障害	・ 自閉症または、それに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のも ・ 主として心理的な要因による選択性かん黙があるもので、社会生活への適応が困難である程度のも	越ヶ谷小、大沢小、新方小、桜井小、大袋小、荻島小、出羽小、大相模小、川柳小、南越谷小、東越谷小、大沢北小、大袋北小、蒲生南小、北越谷小、大袋東小、平方小、弥栄小、大間野小、宮本小、西方小、鷺後小、明正小、千間台小、桜井南小、花田小、城ノ上小、蒲生小 中央中、東中、西中、南中、北中、北陽中、栄進中、平方中、武蔵野中、大袋中、新栄中、大相模中、千間台中
肢体不自由	・ 補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のも	大沢北小
難聴	・ 補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度のも	大相模小
病弱・身体虚弱	・ 慢性の呼吸器疾患その他疾患等の状態が持続的または間欠的に医療または生活の管理を必要とする程度のも ・ 身体虚弱の状態が持続的に生活の管理を必要とするもの	市立病院 院内学級「おおぞら」 東越谷小分教室 東中分教室

- ・小学校29校全校、中学校14校に設置しています。
- ・設置学級数は、在籍児童生徒数により年度ごとに増減があります。
- ・特別の教育課程を編成して教育活動を実施します。
(通常の学級の教育課程とは異なり、児童生徒一人ひとりの障がいの状況、発達課題、特性等を考慮した教育課程)
- ・個別の教育支援計画、個別の指導計画(A Bプラン)を作成し、継続的な指導支援に活用します。
- ・児童生徒の実態に応じて、通常の学級との交流及び共同学習を実施します。

(2) 通級指導教室

	障害種	設置校 (R 8. 4. 1 現在)
難聴・言語障害	<ul style="list-style-type: none"> ・言語障害(口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、そのほかこれに準じる者(これらの障害が主として他の障害に起因するものではない者に限る。)) ・難聴(補聴器等の使用によっても通常の話声を解することが困難な程度の者で通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするもの) ・吃音 	大沢小 西方小 桜井南小 蒲生小
発達障害・情緒障害	<ul style="list-style-type: none"> ・LD(全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもの) ・ADHD(年齢又は発達に不釣り合いな注意力、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの) ・自閉症又はそれに類するもの ・情緒障害(心理的な要因による選択性かん黙等) 	越ヶ谷小、大沢小、大袋小、 出羽小、南越谷小、蒲生南小、 弥栄小、明正小、桜井南小、 蒲生小 北中(2教室)、富士中、 光陽中

((3) 県立特別支援学校

越谷市を学区域とする県立特別支援学校は、下表のとおりとなります。

障がい種に応じて、学ぶ学校が異なります。

障がい種	学校名	住所	電話番号
視覚障害	県立特別支援学校塙保己一学園	川越市笠幡 85-1	049(231)2121
聴覚障害	県立特別支援学校大宮ろう学園	さいたま市北区植竹町 2-68	048(663)7525
知的障害	県立越谷西特別支援学校	越谷市大字西新井 850-1	048(962)0272
※	県立草加かがやき特別支援学校	草加市松原 4-6-1	048(946)2131
肢体不自由	県立越谷特別支援学校	越谷市船渡 500	048(975)2111

※知的障害特別支援学校は、越谷市の基本学区によって学区域が異なります。

【越谷西特別支援学校】

中央中・東中・西中・北中・北陽中・栄進中・平方中・大袋中・新栄中・千間台中学区
富士中学区のJ R武蔵野線より北側の区域
武蔵野中学区のJ R武蔵野線より北側の区域 にお住まいの方が対象

【草加かがやき特別支援学校】

南中・光陽中・大相模中学区
富士中学区のJ R武蔵野線より南側の区域
武蔵野中学区のJ R武蔵野線より南側の区域 にお住まいの方が対象

※中学校卒業後に知的障害特別支援学校へ進学する場合は、全員、越谷西特別支援学校への進学となります。

Ⅲ 就学相談の進め方

1 就学相談の考え方

(1) 就学相談における総合的な判断の基本的な考え方

障がいのある子どもの教育に関する**基本的な方向性**としては、**障がいのある子どもと障がいのない子どもが、可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指すこと**となります。その場合には、それぞれのこどもが授業内容を理解し、学習活動に参加している実感・達成感をもちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけるかどうかの本質的な視点となります。

就学に係る総合的な判断においては、子ども一人ひとりの教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる学校や学びの場を判断することのみならず、子どもの育ちと学校や学びの場の柔軟な見直しの方向性についてもある程度見通しながら判断を行ってまいります。

就学基準に該当する障害のある子供は特別支援学校に原則就学するという従来の就学決定の仕組みを改め、**障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保護者の意見、教育学、医学、心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況等を踏まえた総合的な観点**から就学先を決定する仕組みとすることが適当である。

共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）より

(2) 本人及び保護者との合意形成

就学先の学校や学びの場の決定の仕組みにおいて、最も重要なプロセスの一つが、本人及び保護者との合意形成です。よって、**就学先の学校や学びの場については、本人及び保護者の意見を最大限尊重しながら、対象となるこども一人ひとりの教育的ニーズと必要な支援の内容を踏まえていることについて、十分な説明と合意形成を図った上で決定**してまいります。

また、この際、環境整備や合理的配慮の趣旨を踏まえつつ、こども一人ひとりに必要な教育上の合理的配慮の提供についても合意形成を図り、個別の教育支援計画に記載したうえで就学先に引き継いでまいります。

さらに、就学先決定の際に、就学後に関しても個別の教育支援計画や個別の指導計画の評価を基にしながら、教育上の合理的配慮を含む必要な支援内容のほか、学習の習得状況等も踏まえて学校や学びの場を必要に応じて見直すことや、見直しのための手続きについても、丁寧に説明し、合意形成を図るよう努めます。

2 就学に係る教育相談の流れ【未就学児の就学相談】

相談開始の時期や相談の状況等により以下のスケジュールは個々に異なることがあります。あらかじめご了承ください。

(1) 教育センターへ電話予約

- ・教育センター（TEL 962-9300 または 962-8601）に連絡し、お子さんについて心配していることや相談内容をお伝えください。来所相談の予約を承ります。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている場合、**全員、教育センターでの面談が必要となります。**

※特に、特別支援学校への就学を検討されている方については、新年度早い時期（4～6月末）からの相談をお勧めします。

(2) 教育センターでの来所相談

- ・お子さんの様子の観察、保護者との面談を繰り返し実施し、保護者の就学先の選択を支援します。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている方の中で、他機関等で心理検査を実施していない場合は、教育センターで実施することがあります。
※心理検査結果は、就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用します。
- ・面談を繰り返す中で、保護者の意見を伺いながら、相談担当としての考えをお伝えし、可能な限り合意形成を図ります。

(3) 市内小学校の特別支援学級公開、通級指導教室公開の見学

- ・年間2回の特別支援学級公開（全設置校）、年間1回の通級指導教室公開（小・中各1校）を実施します。
- ・公開日が決まりましたら、越谷市教育センターHP（G I G A K O S H I G A Y A）でお知らせします（教育センターでの面談でもご案内します）。
参加を希望される場合は電子申請で申し込みください。
- ・県立特別支援学校への就学を希望される方は、各学校のホームページを確認の上、見学会や相談会に直接お申し込みください（教育センターでの面談でもご案内します）。
※県立特別支援学校への就学を考えている場合は、**原則、「見学会・相談会等への参加」が必須**となりますので、ご注意ください。

(4) 就学支援委員会における審議

- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を希望される場合、保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ、就学支援委員会において審議を行います。
- ・就学支援委員会は年間5回（5月、9月、10月、11月、2月）に実施します。特別支援学校への就学を希望される方は、埼玉県に就学申請書類を提出するため、10月までの就学支援委員会にて審議を行う必要があります。
- ・就学支援委員会の審議結果については、教育センター担当者よりお電話にてご連絡、または、面談の中で報告させていただきます。

(5) 就学先の決定

- ・就学支援委員会の意見も踏まえ、**保護者に就学先を選択していただきます。**就学先については、保護者のご意見を最大限尊重して決定します。
※必要に応じて、教育センターよりご連絡させていただく場合もあります。
- ・1月中旬に教育委員会学務課より就学決定通知が郵送されます。就学先の決定が、1月に入ってからの場合、学務課が送付する「就学決定通知」には基本学区の小学校の通常の学級と記載されています。就学先が異なる場合は、決定後、改めて修正した決定通知が送付されます。

3 就学に係る教育相談の流れ【小・中学生の就学相談】

(1) 学校との就学相談

- ・お子さんの学習、生活上の課題やその支援方法等について学校の先生にご相談ください。
- ・相談の中で、特別支援学校や特別支援学級への転学・転籍を検討されている場合、**教育センターでの面談が必要となります。**

※特に、特別支援学校への転学を検討されている方については、新年度早い時期（4～6月末）から相談を進めていくことをお勧めします。

(2) 教育センターへ電話予約

- ・教育センター（TEL 962-9300 または 962-8601）に連絡し、お子さんについて心配していることや学校との相談状況をお伝えください。来所相談の予約を承ります。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている場合、**全員、教育センターでの面談が必要となります。**

※心理検査をしなければならない場合は、遅くとも11月中に面談がスタート（10月中には予約の電話）していないと次年度の転籍に係る就学支援委員会の審議に間に合わなくなるケースがあります。

(3) 教育センターでの来所相談

- ・お子さんの様子の観察、保護者との面談を実施し、保護者の就学先の選択を支援します。
- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を検討されている方の中で、他機関等で心理検査を実施していない場合は、教育センターで実施することがあります。
※心理検査結果は、就学支援委員会で審議を進める際に客観的な資料として使用します。
- ・面談を繰り返す中で、保護者の意見を伺いながら、相談担当としての考えをお伝えし、可能な限り合意形成を図ります。

(4) 市内小学校の特別支援学級公開、通級指導教室公開の見学

- ・年間2回の特別支援学級公開（全設置校）、年間1回の通級指導教室公開（小・中各1校）を実施します。
- ・公開日が決まりましたら、お子さんの在籍する学校を通してお知らせします。
参加を希望される場合は学校を通してお申し込みください。
- ・県立特別支援学校への就学を希望される方は、各学校のホームページを確認の上、見学会や相談会に直接お申し込みください（教育センターでの面談でもご案内します）。
※県立特別支援学校への就学を考えている場合は、**原則、「見学会・相談会等への参加」が必須**となりますので、ご注意ください。

(5) 就学支援委員会における審議

- ・特別支援学校や特別支援学級への就学を希望される場合、保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ、就学支援委員会において審議を行います。
- ・就学支援委員会は年間5回（5月、9月、10月、11月、2月）に実施します。特別支援学校への就学を希望される方は、埼玉県に就学申請書類を提出するため、10月までの就学支援委員会にて審議を行う必要があります。
- ・就学支援委員会の審議結果については、教育センター担当者よりお電話にてご連絡、または、面談の中で報告させていただきます。

(6) 就学先の決定

- ・就学支援委員会の意見も踏まえ、**保護者に就学先を選択していただきます。**就学先については、保護者のご意見を最大限尊重して決定します。

4 就学支援委員会について

(1) 就学支援委員会とは

- ・市の条例に基づいて設置された審議会で、15名の委員を委嘱しています。
- ・教育センター職員は、「就学支援委員会事務局」という立場です。
- ・審議会における審議によって、客観的な視点によって、各児童生徒への支援の必要性和妥当性を審議します。
- ・保護者の考え、教育センターの意見を踏まえ就学支援委員会にて審議を行います。そのため、保護者の考えと教育センターの意見や就学支援委員会の審議結果が異なる場合があります。
- ・就学支援委員会において審議されるのは、通常の学級、通級指導教室（難言・発情）、特別支援学級（知・自情・肢 等）、特別支援学校（知・肢・盲・聾・病等）になります。
- ・医療的ケアの必要性については、就学支援委員会の審議を必要としません。

(2) 審議のめやす

- ・就学支援委員会の審議判断については、事務局（教育センター）提案に諮問します。
- ・審議する内容は、その子の主たる障がいに基づいて内容を検討します。
- ・心理検査結果は客観的指標の1つであり、審議する根拠の全てではありません。
- ・特別支援学校（肢体不自由、聴覚障害、視覚障害）は、知的発達以外の障がいの状況も含めて総合的に検討する。
- ・病弱特別支援学校（けやき特別支援学校）や、病弱・身体虚弱特別支援学級（院内学級 おおぞら）は、病気やけがの発生に基づき、随時、就学支援委員会の審議を求める。

(3) 令和8年度就学支援委員会開催予定

回	期日	主な審議内容
第1回越谷市障害児 就学支援委員会	令和8年 5月20日（水）	委員長・副委員長選出 年度末専決の通級指導教室入級 特別支援学級 転籍 等
第2回越谷市障害児 就学支援委員会	令和8年 9月25日（金）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学校 就学・進学・転学 特別支援学級 就学・進学・転籍
第3回越谷市障害児 就学支援委員会	令和8年10月21日（水）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学校 就学・進学・転学 特別支援学級 就学・進学・転籍
第4回越谷市障害児 就学支援委員会	令和8年11月17日（火）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学級 就学・進学・転籍
第5回越谷市障害児 就学支援委員会	令和9年 2月 9日（火）	通級指導教室 入級・退級 特別支援学級 就学・進学・転籍

※市外からの転入等については、年度末に審議を行う場合があります。

資料 1

令和8年度 特別支援学級・通級指導教室設置状況一覧

No.	学 校 名	特別支援学級	通級指導教室	備考
1	越ヶ谷小	知的障害 自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
2	大沢小	知的障害 自閉症・情緒障害	難聴・言語障害 発達障害・情緒障害	
3	新方小	自閉症・情緒障害	未設置	
4	桜井小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
5	大袋小	知的障害 自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
6	荻島小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
7	出羽小	知的障害 自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
8	大相模小	知的障害 自閉症・情緒障害 難聴（増設）	未設置	難聴増設
9	増林小	知的障害	未設置	
10	川柳小	知的障害（新設） 自閉症・情緒障害（新設）	未設置	知的及び自閉症・情緒学級新設
11	南越谷小	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
12	東越谷小	知的障害 自閉症・情緒障害 病弱・身体虚弱（院内学級）	未設置	
13	大沢北小	知的障害 自閉症・情緒障害 肢体不自由	未設置	
14	大袋北小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
15	蒲生南小	知的障害 自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
16	北越谷小	自閉症・情緒障害	未設置	
17	大袋東小	自閉症・情緒障害	未設置	
18	平方小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
19	弥栄小	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害	
20	大間野小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
21	宮本小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
22	西方小	知的障害 自閉症・情緒障害	難聴・言語障害	
23	鷺後小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
24	明正小	自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害（新設）	発達情緒通級新設
25	千間台小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
26	桜井南小	知的障害 自閉症・情緒障害	難聴・言語障害 発達障害・情緒障害	
27	花田小	自閉症・情緒障害	未設置	
28	城ノ上小	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
29	蒲生小	知的障害 自閉症・情緒障害	難聴・言語障害 発達障害・情緒障害	

1	中央中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
2	東中	知的障害 自閉症・情緒障害 病弱・身体虚弱（院内学級）	未設置	
3	西中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
4	南中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
5	北中	知的障害 自閉症・情緒障害	発達障害・情緒障害 ※2学級設置	
6	富士中	知的障害	発達障害・情緒障害	
7	北陽中	自閉症・情緒障害	未設置	
8	栄進中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
9	光陽中	未設置	発達障害・情緒障害	
10	平方中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
11	武蔵野中	知的障害（増設） 自閉症・情緒障害	未設置	知的支援級増設
12	大袋中	自閉症・情緒障害	未設置	
13	新栄中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
14	大相模中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	
15	千間台中	知的障害 自閉症・情緒障害	未設置	

【参考】

○通級指導教室の入級について

・対象

在籍校において通常学級での学習におおむね参加でき、知的障害を伴わない児童生徒が対象

【難聴・言語障害通級指導教室】（小学生のみ対象）

難聴、誤学習や口蓋裂等により正しく発音ができない、吃音がある児童

【発達障害・情緒障害通級指導教室】（小・中学生ともに対象）

自閉症、情緒障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、選択性かん黙等がある児童生徒

・入級手続き

教育センターにおける相談（諸検査、行動観察）→就学支援委員会の判断→指導開始の決定

就学相談Q&A

Q1 就学相談は必ずしないといけないものですか？

A1 就学相談とは、お子さんの特性や障がいの状況から、どのような学びの場がよりお子さんのニーズに合っているかを検討していく相談です。保護者の希望により実施するものですので、全員が対象というものではありません。

入学前の就学相談をしない場合には、お住まいの基本学区の小学校の通常の学級へ就学することになります。

Q2 特別支援学級への就学を考えていますが、就学予定の学校に特別支援学級がありません。どうしたらよいですか？

A2 お住まいの基本学区の学校に特別支援学級が設置されていない場合や、お子さんの障がいの状況に適した種別の特別支援学級が設置されていない場合については、より近くの安全に通うことのできる設置校をご案内します。

また、保護者のご希望がある場合には、基本学区の種別の異なる特別支援学級に就学することも可能です。

Q3 小学校就学に向けて、いつぐらいまでに就学先を決定したらよいですか？

A3 年長児の就学先については、概ね、特別支援学校は10月末まで、特別支援学級は12月末までを目安に決定していきます。教育センターでは、それまでの間に、心理検査や療育によりお子さんの状況を把握するとともに、見学等の機会をご案内し保護者が検討するための情報提供をさせていただきます。

次年度の特別支援学級への就学・転籍に係る最後の就学支援委員会は2月に実施されますので、1月末までには教育センターでの面談を済ませておく必要があります。

Q4 就学支援委員会の審議結果と保護者の就学先の意向が異なる場合、どうしたらよいですか？

A4 就学先については、保護者のご意向を最大限尊重して決定されます。ですので、就学先について迷っている場合は、お気軽に教育センターにご相談ください。

Q5 特別支援学校や特別支援学級に就学した後に、転学や転籍することはできますか？

A5 就学後の転学・転籍は年度ごとに可能です。お子さんの状態や成長を踏まえ、学びの場を柔軟に見直していくことも大切です。転学・転籍を検討される場合は、就学した学校と相談を進めてください。

その他、就学やお子さんの発達等についてのお問い合わせ・相談は
越谷市教育センター 教育相談担当・特別支援教育担当まで
048-962-9300 または 048-962-8601



越谷市における就学相談の手引き

2019年3月 初版

2026年3月 改訂

越谷市教育委員会教育センター 特別支援教育担当

住所 〒343-0011 越谷市増林3丁目4番地1

TEL 048-962-3894